

栃木市市民会議 第7回自治基本条例部会 会議要旨

日 時：平成27年11月25日（水） 午後7時～午後8時45分

会 場：栃木市役所 301会議室

出席者数：委員8名、事務局3名

1 開会

2 あいさつ（部会長）

自治基本条例部会の検討もだいぶ進んでまいりまして、中間報告もごさいます。そのご相談を含めて後ほど確認させていただきますが、本日は、市民参画、協働、地域自治、審議会等につきましてご意見を伺いますので、活発な審議、円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事

1) 条例の検証作業について・・・資料1から4

資料に基づき事務局説明

事務局：資料の1をお手元にご用意ください。本日は、第8条とそれに関連する条として第24条、第9条と関連する条として第25条、第14条、第27条の作業をお願いいたします。委員の皆様からのご質問につきましては、8条、9条について「取り組みを示して欲しい」とのご意見をいただいております。また、14条については、「必要な支援が具体的に何を指しているか。実績やこれからの施策を知りたい」とのことでしたので、説明の中でご回答をさせていただきます。

早速、資料の1なのですが、第8条、市民参画の原則においてですが、関連する条文といたしまして24条（参画）がございまして、これまでの原則と同様に24条の検証を行うことが参画の原則の検証につながるものと考えております。第24条につきましては、参画について市に求められる責務が定められております。資料の1ページをご覧いただきたいのですが、こちら、表の真ん中の単位施策の欄の下段に「市民参画の充実」があります。主な事務事業といたしましては、広聴事業、選挙啓発費、各種選挙費がございまして、市民参画はいろいろな形があると思っております。選挙とか、皆様に参加していただいているこのような委員会も1つの参画の形だと考えております。また、市の方では随時、メール、FAX、投書箱などによって意見を伺っております他、重要な条例や計画などの制定過程におきましては、市民の意見を伺うパブリックコメント、また市長を始め、執行部が直接市政に関

する意見・提案を伺うふれあい懇談会など多様な取組みを行なっております。参考までに26年度なのですが、市民参画の実績という訳ではないのですが、例えば市長へのアイデア直通便と申しまして、広報紙に掲載しているものがあります。こちらについては34通47件、ふれあい懇談会は今年度につきましては市内20か所、メール箱に寄せられたご意見が133件、投書箱が38件、パブコメも14件となっております。とりあえず、資料1についての説明は以上となります。

部会長：ご質問ございますか。私から質問ですが、市長のアイデア直通便というのは、全て回答しているのですか。

事務局：はい、原則、回答をしております。

部会長：アイデアの提出方法も、市民に分かるような形になっていきますか。

事務局：ホームページにご意見はこちらという項目がありまして、そこを参照していただくと順次分かるようになっていきます。

部会長：その他、いかがでしょうか。

委員：まず、この8条の中で、括弧の後にまちづくりの括弧の基づきっていう、なんか日本語になっていないのですけれども、で、これは要するに「～に基づき」なのか、「～の～に基づき」なのか。要するにこれは誤字なのか、あるいは言葉が抜けているのかがちょっとよく分からないのですけれども。まずはそこから、それによって質問を変えようと思います。第8条の枠の上の説明がありますよね。普通ならば、まちづくりに基づき、となると思うのですが、「～に基づき」なのか、「～の～に基づき」なのか、ちょっと意味が分からない。日本語では基づき、だと思うのですが1ページの2行目。9条も同じですけれども。

事務局：「に」の間違いです。

委員：「に」の間違いですか。そうすると、例えばね、市民参画の充実の中で、総合計画を見ると「公共事業」と説明されているのですけれども、選挙云々というのは載っていないのですがその点がどうなのかということと、もう一つは、主な事業というところで～の事業費っていう要するにこれは予算の項目かなんかか分かりませんが、予算表的な説明になっていますよね。これは、「こういうような費用を組んで仕事をやっているぞ」ということを示そうとしているのですか。

事務局：何々費ということについては、これは確か全事務事業統一してこういう表現をしておりますので。

委員：要するに予算に関係ない、こういう表現の仕方をするというわけですか。

事務局：事務事業についてはそういうことになっていたかと思います。

委員：だけでも、例えばこの総合計画では、身近なまちづくりの推進ということについては地域自治区事業という説明はありますよね。だけでも、この中に～費と書いてあるから、そうすると予算項目と言うものを挙げてこういう項目があるからこういうことができるんだよということを説明しているのかと思ったのですけれども必ずしもそうでもないということですかね。

それが1つと、9条のところでは、例えば具体的にこういうことをやっていますよということが枠書きの下に○で書いてありますけれども、8条については何も書いてないのですよね。参画の手続きを明確にしなければならないというように条例はうたっているけれども、それが明確にされているかどうかということがこの資料だけじゃ分からないんですよ。なんでこの8条がそういうのが抜けているのか、あるいは元々無いのですかというところですね。

事務局：申し訳ございません。8条については先ほど口頭で申し上げた通り、パブリックコメントとかそういったものが9条でいう、主な参画の方向みたいな形で、ここに持ってこなくてはいけなかったのですが、すいません、私が今、口頭で説明をさせていただいたような形にしてしまいました。

委員：今、説明があったからなんとなく分かりますけれども、こういった事をやっていますよと言うのを資料に載せておかないと分かりにくいです。最初これ見て、8条とこれに関する24条、これを見ても最初、何を言っているんだろうなというのが見えてこないのですよね。だからこういう所に作ったものを文書として、ちょっと分かるようにしてもらわなくてはいけないなという気はしたんですよね。だからさっきちょっと言いましたけれども、まちづくりのなんとかに基づいて、こういうことをやっているから、例えば、市民参画の充実の中では、選挙啓発というものを挙げるというようなことを載せたのかなど。でも事業の総合計画では、例えば、市民参画では、選挙啓発云々というのは載ってないのですよね。ここに載っているから、この辺の整合性とか、なんというか、ちょっとよく分からない。

部会長：9条と同様に、具体的な取組み例を示さないと分かりにくい。中間報告を

含め、部会の報告書には、今、口頭で説明されたものも資料にしてください。

委員：これ見た時、これは自分の資料どうしちゃったのかなって思ったけれども、それでもなさそうだし。

部会長：自治基本条例の項目ごとに、予算を措置したかどうかを知りたいのではなくて、どのような制度があるのかを知りたいわけです。予算事業がなくても取り組まれている項目もあると思うので、漏れなく書いていただきたい。

委員：今、先生が言うようなことを全くそう思っているのですがけれども、この部会でやるのはどういうことに取り組んでいるのかということ、それが条例に適しているかどうかを検討するのが任務であって、費用がかからないとかという事ではないから、何で費用が出てくるのか、具体的な取り組みを書いてないのかなという疑問を感じます。

部会長：参画の例を挙げればきりがないので、主な例を挙げれば十分です。今も続いているなら、何時時点の実績という形でもいいし、事実を示せば、正確な数字を示す必要もない。きちんと取り組んでいることが分かればいいので。

委員：あまり難しい質問じゃないのでちょっと恥ずかしいのですがけれども、資料1の24条の解説の第2項で、参画しない、できないことで、参画している市民との間で差別等が行われないように配慮するよう求めています。これ具体的にいうとどういう場面なのかなと思ひまして、何か1つでもいいので例を挙げていただくといいかなと思ったのですがどうでしょう。挙げられるものではない。精神的な物。

部会長：精神的な物、ではないとは思うのですがけれども。

委員：抽象的すぎて、なんとなくは分かるような気がするのですがけれども。例えばどういうものをこういうふうに言うのかなと。参画している市民というのはこういうところに参画できない…とか。

部会長：いろいろな場面が考えられます。例えば、昼間に市民会議を行うと、会社勤めの人や学校に通う若者は会議に参加できない。また、本庁で市民会議を行うと、場所の遠い藤岡や西方の住民にはアクセスしにくい。参画の機会が不当に奪われて不利な政策決定がなされないようにすべきだという制度趣旨だと思いますが、実際にそうした事案はありますか。

委員：例えば、意見を述べられない人たちがいると、そういった人たちの意見が

吸い上げられるところがないとか、そういうことですか。

部会長：そうです。

委員：高齢者は高齢者で、高齢者のためにいろいろやってくださいって高齢者だけでやるとか、子供のためとかにお父さん、お母さんでそういった人たちだけが固まってこうやってくださいって、いろんなことをやっているのは知っているけど、そこにも入れないって人がいるってことですよね。「差別」っていうのがどうも、「差別」ってなんなんだろうなって思いました。

部会長：欠席裁判みたいなものでしょうか。

委員：あ、そう理解すれば良いのですね。

部会長：確かにこれが具体的に何を示すのかが明確ではないので、解説書の説明を見直す必要性はあるかもしれません。

委員：あまり明確にすると身動きが取れなくなる場合も出てくるので、こういう適当な言葉も大切なのもかもしれないですけども、ちょっとどういうことなのかなって。

部会長：特に2項は分かりにくいということですね。

委員：はい、あまりよく分からないなと思いました。

部会長：それは1つの意見としてあると思います。

委員：お前が呼ばないからお前が悪いという言い方はしてはいけませんよね。

部会長：制定会議ではそのような議論だったかと思います。

委員：そんなこと言ったら「出てこいよ」とも言えないからね。それぞれの人もあるからね。出てこないと分からないのは、それはそれでしょうがないと思うし、あとは広報でも見てもらうしかないね。

委員：さっきここでしゃべっていた時に、自治会に入らない人も出てくる。たくさんいますよという中でそういう人達のこと排除しないでやっていきましょうということなんですよ。

部会長：自治基本条例は、市民自治を重視していますが、市民自治は、市民に権利

を与えらるとともに責任も求めています。ただ、責任の面を強調しすぎると、市政に参加しているからこそ主張できるのであって、市政に参画していない市民は権利を主張できないという意見に傾きがちです。でも例えば、子育てに追われていたり、会社勤めが忙しくて、市政に参画したくてもできない人を市政から排除するようなことはやめようということです。

委員：ありがとうございます。

部会長：あとご意見、ご質問ありますか。では、8条に関しては、報告書をまとめる時には、具体例を記載してください。9条の説明をお願いします。

事務局：次に資料2、第9条、第25条協働の原則について、説明させていただきます。資料2の1ページをご覧ください。単位施策の後段に市民活動の推進があり、主な事業として、市民活動推進補助事業費がございます。資料の2ページをご覧くださいなのですが、第25条におきましては、市民と市の協働について定めております。その中で、市は、支援等を行うことを定めております。主な取組みは、市民活動推進センターの設置、市民協働推進事業とちぎ夢フェアレの実施、協働のまちづくりパートナー派遣事業を行っています。こちらの3つの柱で、活動場所の提供、資金支援、人的支援についての支援に取り組んでおります。また、職員に対しては、意識の向上を目的といたしまして、課内に協働推進員を設置し、研修会を実施しています。市民活動センターくららにつきましては、主な役割として、市民活動の普及啓発に関する情報の受発信の場、協働推進のためのネットワーク作りなどに取り組んでおり、くららのホームページ上でイベント情報、各種助成メニュー、ボランティア募集のお知らせなどの情報提供などを行っています。夢フェアレにつきましては、活動のきっかけ作り、団体の自立化、活発化を推進することを目的とした補助制度でございます。メニューは、4ページの(2)にございますのでこれらの表をご覧くださいと思います。続きまして、協働のまちづくりパートナー派遣事業ですが、市民団体の要望に応じて職員を派遣する事業でございます。要望の内容により、担当課から職員を派遣し、協働のまちづくりを進める制度です。以上でございます。

部会長：市民協働の支援に関しては、くらら、とちぎ夢フェアレ、まちづくりパートナーなど場所的、金銭的、人的支援を行っていますが、ご質問ありますか。パートナー派遣事業の派遣実績はありますか。

事務局：平成25年度か平成26年度に1件の実績があるとのこと。

事務局：NPOを立ち上げるに当たっての説明というか、そういった形で、ある団

体がパートナー派遣事業を活用したということでございます。

委員：実績ってというのは、例えば県レベルで言うと、行政の外に設置した生涯学習センターとか、そういうところが実際の機能になっていますから、それを市レベルで考えるとくららですかね。くららでそういう業務の結果を密かにできちゃってもいい気がするのですけれども。

部会長：くららは、どこが運営しているのですか。

事務局：ハイジというNPO法人です。

部会長：NPO団体が自立した形で運営している。

委員：それ自体はやっぱり行政と市民の協働の形式化・組織化したという形だろうと思うのですが、つまり、くららで掲げている役割とかその具体的な機能とかってというのは、市の当局だとかこういう業務を引き受けますという形で、こう書かれている以上は市がくららの方にそれを任せると。そういう意味で言うと、市の方の広報が足りないのか、くららの情報発信が足りないのか分かりませんが、趣旨からいったら本来外に出していった方が、本来の業務に専念できるというか、協働の趣旨の一つでしょうから、そういう実績を見ると若干ちょっと違和感を感じる場所がありますけれども。

部会長：夢ファール事業は、市が実施するのですか、くららに委託するのですか。

事務局：これは多分市の方で。

部会長：こうしたまちづくり基金事業や人材派遣事業は、市民活動推進センターに委託する方がいい。市と市民活動推進センターが対等な関係に立つためには両者の間で協働の協定を結ぶのも1つの方法だと思います。例えば、東京都三鷹市では、三鷹市役所と株式会社まちづくり三鷹の間で、両者が協力してまちづくりを進めるという協定を結んでいる。あと、いかがでしょうか。

委員：それに関してなのですけども、くららを時々ご利用させていただいているのですけれども、そこにある備品を使っていいものかどうかすら分からなくて、「お茶飲みたいんだけど」って言ったら「どうぞどうぞ」と言われたけれども、どこでこれを経営しているのですかって感じで、来てる人が全然分からない、とりあえず場所を借りたくて来てますって人が多かったですよね。だからこれはこういうことでやってますってものを表示してもいいのかなと思いました。ここにいる人たちは、市の職員なのかなって、いろいろ皆で思

ったら、いや、ここはNPO法人なんですって言われて、そうなんですかって言って、備品は市のものなのですか、とかって皆でいろんなこと聞いたんですけれど。ちょっと、ああ、こんなことやっているんだっていうのを明確にしてもいいのかなって思いました。他の人からも、くららって何やっているのって聞かれたりするのですが、実際、入ってみてもいまいちよく分からない。

部会長：皆さんはよくくららを利用されているのでしょうか。

委員：場所、ほら、他だとお金取られますけど、あそこ無料なんですよね。それなので使わせてもらってます。

委員：くらら自体が一体どういう性格のものかがよく分からないですよね。

委員：うん、どんなのか分からない。

委員：市民としては関われるというか。権利を主張できるって言われても分からないですよね。

委員：うん、分からない人が多かったような気がします。

部会長：くららの活動実績や運営体制について、もっと積極的に情報発信すれば、ひいてはまちづくりや協働の精神につながってくると思います。

委員：相談役みたいな人がいるんだか、お茶当番かどうか分からない状態ですもんね。だからこれ見ると相談していいのか分からないし。この人はそうなんですって分かれば、こういう場合どうしたらいいですかって相談できるかなと思います。

委員：私も詳しくは分かりませんが、栃木市のほうで、ハイジでしたっけ。くららという施設の管理運営を委託しているという形になっているのですね。そうすると主な事務事業で、それは市民活動推進補助の一つに入ってくるのですかね。

事務局：よろしいでしょうか。市のほうで指定管理者としてハイジのほうに委託して、売り上げ費はその方の委託料が払われておりますので、指定管理に基づきまして、こういうことをやってくださいというこの役割とか機能の部分は基本協定の中に入ってくると思います。ですからどんどん相談とかもしていただければと思います。

委員：そういう仕組みというか形式というか、それがやはり市民の中に浸透していないというか、だからどうしても遠慮しちゃうというか、どこまで頼んでいいのか分からないというの部分もあるかもしれませんね。

事務局：積極的に広報紙みたいなものを2か月に1回程度出しておりますし、それから年に1回くらのお祭りとかあとは利用者全員でお掃除するといった活動も行われております。旧栃木市が今まで中心となってやっていたから各地域までなかなか浸透していないというのものもあるかもしれません。

部会長：くららやハイジは、もともと旧栃木市内で活動していて、栃木市全体では知られているわけではないので、情報発信も課題の一つですが、その他にも県にもぽぽらという中間支援センターがあって、くららをはじめ県内にある各市町の中間支援センターと、役割分担をどうするかも課題になっています。単に施設の管理だけではなくて、市民団体からの相談にも対応して欲しい。相談支援機能の強化も促す必要があると思います。幾つか課題はありますが、概ね制度化がなされているということでよろしいのではないかと思います。続いて14条関係の説明をお願いします。

事務局：では資料の3をご用意ください。第14条の地域自治についてのご説明をさせていただきます。第14条では、市は、地域自治を進めていくために、必要な支援を行わなければならないと定められております。また、附則の4におきましても、合併時における旧町の合併後の地域自治区、設置期間経過後におきましても、市民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構ずるよう定めています。そこで、栃木市におきましては2ページ以降の栃木市地域づくり推進条例を制定いたしまして、条例に基づいて地域会議を設置しております。地域会議の概要につきましては、7ページ、横向きの資料になります。右側の部分を見ていただきたいのですが、現在、栃木市を8地区に分けて、それぞれに地域会議が設置されております。主な活動につきましては、記載のとおり、地域の推進に必要な事項について、市長へ提案したり、一定の枠内で予算の使い道を提案することなどができます。続いて裏面をご覧くださいなのですが、こちらにつきましては、まちづくりの実働組織についての資料でございます。実働組織の設置については任意であり、現在設置しているところはございません。

以上でございます。

部会長：地域自治に関しては、地域づくり推進条例が制定されたばかりで、まだ実績はないという状況です。何かご質問はございますか。

委員：実働組織について、設置しているところはないそうですが、何か理由があるんですか。

事務局：今、立ち上げの準備・検討をしているところだそうです。

委員：各地区で。

事務局：はい。

部会長：まちづくり実働組織といっても、基礎となるまちづくり団体の仕組みは、地域ごとに全く違います。ある地区では地元の有志だけで構成されていたり、別の地区では形式上、住民ほぼ全員で構成されていたりします。地域自治の仕組みには、地域会議と実働組織の2本柱がありますが、地域会議に関してはどこの地区でも同じような仕組みにできますが、実働組織に関しては、同じ型にはめてしまうと、地域の個性や独自性を失うので、各地域のやり方に合った組織づくりが必要だと思います。そうすると、取組みにも地域ごとにばらつきが出てきますし、自主的な取組みを待つか、多少働きかけるか、難しいところです。

委員：立ち上げても、さて、何をやろうかって。費用もかかるでしょうからね。

部会長：おしきせではなかなかうまくいかないですね。

委員：全体としてまだ理解されてないのか。本当に理解され、必要とされれば、どこもできるはずですよ。それが形は作ったけど、なかなかそのとおりに動ききれてないって感じですかね。そしたらその辺ももうちょっと、こういうふうになっているから、じゃ、はい、基本条例部会では制度化されてるからいいですと、その辺はちょっと分かりませんが。

委員：もう既に動いているから、今更、こう言うのもあれなのですけれども、例えば、旧栃木市は中央と西部で6つに分けて、やはり実働部隊として、組織化されやすいという観点からすると、例えば、皆川地区とか、寺尾地区とか、まちづくりとして実際今まで動いてきた単位としてあるわけで、ただ、そういうものではなくて、恐らく、人口を基準に作意した印象があるので、その辺ですね、ちょっと立ち上げが難しいというのは。勝手にそのように思っているんですけど。

部会長：1つの地域に複数のまちづくり実働組織があってもいいことになっているはず。栃木西部地区では、旧皆川まちづくり協議会以外にも、別のまち

づくり実働組織が立ち上がってもいい。その点は自由度が高いと思います。

委員：実働部隊を同じ方向に向かせなくてもいいということですね。

部会長：地域にはいろいろな課題があって、目的に応じて実働組織が作られます。清掃活動を行う組織もあれば、祭りやイベントに力を入れる組織もあります。清掃活動だと町内会単位の小規模な団体かもしれませんが、祭りだと大規模な団体が立ち上がるかもしれません。1つの枠にはめることは難しい。

委員：そこにお金はかかるんですか。

部会長：地域予算というか。

委員：あのね、これはもう動いてるんですよ。大平辺りじゃ積極的にやっています、商工会にも予算がつくから、皆さんに要望していただいたらありがたいって。NPOが山田にありまして、予算をもらいましていろいろ活動するということになっております。やはりこういうのは、結局代表者の会になっていまして、いろんな代表者がいますのでね、その中には強い人がいるわけですよ。私なんか意外と弱いんですけども。バンバン予算を取ってやるみたいなこと言ってましたけど、大体決まっているものでね、皆さん積極的にやっていると、私の方は。そういうふう聞いております。前は、地域協議会で、今は地域会議となっていて、大体同じようなものだと思うんですけど、それはそれで、地域協議会の際はいろんな活動をやっていたね。

委員：うまく機能していると。

委員：機能しています。

部会長：地域予算の制度化は今年度からですよ。

委員：今年度じゃないですかね。前回は、大平町地域協議会という事でやりましたので。それでやっぱり話がありますかってことで、代表者と地域協議会とで話し合っ、いろんな問題ありまして、私が話したら分ったということで、予算を半減されたものですから、それからいろんな話し合をして、そしてすいませんけどって元に戻してもらったという経緯があるので本当にありがたいと思っています。

部会長：やっぱり予算の話になってしまう。

委員：そう、そうなんですよ。

部会長：先立つ物とはいえ、地域自治が全て予算の話というのも寂しい。

委員：その辺はしょうがないですよ。あれ作って下さい。これ作って下さいっていうことになりますね。なんだか言ってましたよ。だから別に予算じゃなくてね、代表者と話したいということで、話したものですから、その話をしたらOKになったというわけですけども、それについては本当ありがたいと思っております。予算ばかりじゃないとは思いますが。

部会長：地元の意向に沿って予算を使えるようにすることが期待されていますが。

委員：そうそう、それが一番いいことだよ。

部会長：今のお話だと、地元の意向に沿って運用されているので上手くいっているということでしょう。

委員：だから言葉のうまい人には敵わないって言っていますよ。そんな話しているんですよ。

委員：お金だけではないにしても、やはり最終的には市の方に決定権があるという、そのプロセスをできるだけ透明にしようという部分もあって、なおかつそういった方面に振り向ける予算も限られていますから、あらかじめ提案を募りたい、こういう事業をしたいと言って、条件をつけて、手を挙げてもらって、それを市から入ったり、市内のいろんな団体の産業界とか工業・環境とかの何人かで集まって、第三者委員会を作って、そこで議論して予算をつけましょう。更に、100万要求して、やっぱりそういうふうに市長に答申して、大体それでとなる。でも、そこが少し、プロセスが透明化されにくくなっている。そこに住民自身もそこに話をするっていうか、そこで当然、議論が必要になりますし、どれを選ぶかということも議論になるから、申請する方もいろんな点で弱みを突かれたりしますから、理論武装しながらやり取りして、いろんな効果を生み出す事になると思います。

部会長：地域自治では予算も論点なんです。地域で予算を決められるようにしたい。ただ、制度上は、予算の編成権は市長、予算の議決権は市議会にあります。これは変えられないので、どうやって予算に地域の意見を反映できるようにするか。地域の意見に拘束されるわけにもいかない。例えば、地域会議で決めたとおりに予算を付けさせることはできません。

委員：できませんよね。そう当てはまってないとね。お金だってないんだから。
いかに納得して説得させてもらうかですよ。そうですね、むやみやたらに大変なことになっちゃいますもんね。

委員：予算の範囲内ということですか。

部会長：大きな金額ではなかったと思いますが、いくらですか。

事務局：一地域で300万円程度です。

部会長：いろんな活動に使ってほしいです。全額を祭りの花火に使ってしまうのは困りますけど。清掃とか防犯とか、地道な地域活動もあるじゃないですか。

委員：市長に予算編成権があるということですが、適当に予算を入れて、この範囲の中でやってくれというのではないと、任せられないと。

部会長：それもできないと思います。

委員：300万を与えられてはいるけれども、市長がダメと言えばダメなんですね。

部会長：市長がダメと言えばダメですし、議会もダメと言えばダメです。

委員：最初からそこに予算を与えているわけでもない。

委員：地域から提案を出してもらって、それを見て市がつけるかどうか。

委員：その限度額が300万円ということですね。

部会長：300万円の使い方を地域に提案してもらい、提案を見て市が予算を組む仕組みなんです。

委員：なんか、やっと分かってきた。

部会長：合併が進むと、地元の予算の使い方を地元で決められなくなってくる。
地元の予算の使い方を地元で考える仕組み自体は残した方がいいと思います。

委員：要するに、地方を信頼する。

部会長：何年か実績を積むと、そういう信頼関係が築かれていくのではないかと。

5年を目途に見直すことになっているので、5年経ってまちづくり協働組織が全然立ち上がっていないとか、予算の使い方から文句が出ていけば、見直していかなければいけない。1年目では評価する材料がないと思います。

委員：都賀地域で、まるつがってというお祭りをやっているのですが、その補助なんかも含まれているのですか。

事務局：今のところは、都賀の産業振興課が中心となってやっているのですが、実行委員会に仕事でお金を出していると思うのですがけれども、その市からのお金がいくらか減額になっています。

部会長：お祭りの予算にも統一感がないですね。別枠で確保されていたり、地域予算で手当てしたり。行政から出したり、住民で出し合っていたり。祭りの予算は減額の傾向なのですか。

委員：市長が遊水地で花火やるなんて言ってたけど、どうなんだろうね。

部会長：全域的なお祭りであれば、別の問題ですね。地域予算はあくまで地域ごとの課題解決に使うものですから。地域自治に関してご質問はございますか。では、地域自治に関しては制度化されているということでしょうか。

委員：地域自治というのは、10年間期間限定。合併特例区は、栃木市の場合は合併特例法に基づくのか地方自治法に基づくのか。

部会長：条例に基づきます。

委員：合併特例法と地方自治法と、根拠となる法律となるものはどちら。

事務局：自治区の件ですか。これは条例に基づくものでオリジナルですね。最初の合併後の5年間の地域自治区は合併特例法に基づいた地域自治区でしたけれども、それが昨年度で満了したので条例に切り替えました。

委員：期限はないのですか。

部会長：期限はないです。法律に基づかないので、栃木市で独自に変えられます。

事務局：関係ない話になりますが、例えば、大平町が地域自治区の冠を冠すことになるので、町名として5年間は付いてたわけですが、今度は町名を改正して、

大平町富田と、合併特例法の期限満了で、大平町が自動的に取れちゃうので、また町名が変わっちゃうと、混乱しちゃうのでそれは変えて大平町富田に直してですね、地域自治区としては特例法で終わっちゃったのですけれども、町名は混乱が生じないように藤岡であれば藤岡町、都賀であれば都賀町と冠をつけて町名を改正しています。

部会長：制度上の根拠は、栃木市の地域づくり推進条例であり、ひいては自治基本条例というわけです。ありがとうございました。また全体的にご意見を承りますので、最後の資料4の審議会関係について説明をお願いします。

事務局：最後の27条の審議会になります。27条におきましては、市民の意見をより広く市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため審議会等の委員の公募について定めています。2ページをご覧ください。このことにつきましては、栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドラインを作成いたしまして取り組んでおります。ガイドラインの中身については、省略させていただきますが、こちらで委員の選任基準、公募委員の選定方法、会議の公開などについて定められております。説明は以上です。

部会長：27条に関しては、ガイドラインがあります。例えば選任基準を見ると、年齢構成や男女比率、地域構成に配慮するとか、公募委員を加えることが定められていて、27条を踏まえています。会議の公開についても示されていますし、公募の方法についても様式があります。ご質問いかがでしょうか。

委員：どこかに書いてあったような気がしますけれども、このガイドラインにした理由がありましたよね。審議会ですべて自由ということか、独立性があるので、ガイドラインにしたと。どういう意味なのでしょう。

事務局：ガイドラインの逐条解説にその辺りが説明でのっていたかと思えます。すいません、今回配布したのが逐条解説ではなくてガイドラインそのものを配付いたしました。

委員：どこかに書いてありましたよね。

事務局：はい、概ねおっしゃったとおりです。

委員：具体的にはどういう意味なんですか。審議会の自主性を損なわないようにするとか、そんなことがあるのでガイドラインにしたと書いてあった。

事務局：審議会によりましては、目的とかによりまして必ずしも公募とかそういったものが適当でないことも考えられますので、あくまでも栃木市が審議会と

か委員会とか立ち上げる時に指針となるべき形でガイドラインという形にしました。

部会長：このガイドラインの原則に沿っていない事例はありますか。例えば、委員の年齢構成や男女比が偏っているとか、会議を公開していないとか。

事務局：年齢構成の部分については、35歳未満の登用について調べた資料があるのですが、こちらについては一応目標を3割に掲げておまして、現在35歳以下の方が所属しているのは20.4%となっております。どうしても、団体推薦とかそういったところもあると思いますので、例えば、市民会議では団体推薦の場合は、推薦を依頼するときに、役職に関わらないで女性の方とか若い方をお願いしますと依頼をしているのですが、どうしても団体の都合上偏ったところもあるのでそれは仕方ないのかなと思っております。ただ、このガイドラインを定めたことによって、今まで公募をしていなかった委員会も公募を行なったという事例もございます。

委員：この間新聞を見たらこういった公募の中で、自分はいろんな意見を持っているので応募したけど、年齢を言った途端にはじかれたというのが新聞にありましたけれども、そういったことはあるのですか。

部会長：それは年配の方ですか。

委員：70いくつって書いてあって、この間新聞の投稿欄の所に載っていました。それで、年齢言った途端にはじかれた。年齢を言ったのがいけなかったのかって載っていましたがけれども35歳云々でいうと逆のあれでいくと75くらいになれば後期高齢だから、末期高齢の話くらいしかないだろうと。

部会長：高齢者の応募が多いから倍率が高いということかもしれませんね。

委員：年齢を言ったとたんにはじかれたとか。

委員：私もお話しが出たのでよろしいですか。この資料4の審議会の解説のところなのですが、「第1項では、審議会等の委員の人数や性質はいろいろなため」と書いてありますが、ここにはいろいろあるからそこに女性は入ってはいけない、高齢者は入ってはいけないとか、そういった定めもあるのかなといろいろと勘ぐってしまったのですが、そういうのってあるのですか。ここは絶対女性は入れちゃいけないですよ、とか。やはりどこの場面に対しても男女の比率は同じ方が、いろいろな意見が出てきていいのではないかなと考えたのですがいかがでしょうか。

部会長：女性が委員になれない審議会って何かありましたか。

事務局：私が例規で携わった限りにおいて、性別を限定して男性のみとか女性のみという審議会やそれに似たものは携わったことは無いですね。

事務局：男女共同参画宣言をしておりますので、委員会とか審議会とかにおいても、女性の比率を目標としては3割という方針もありますので、なるべく女性のいないところは女性が入れるように配慮することになっております。ただ、資格が必要であったりとか、そういう場合は女性が資格を持っていないと入れないってことになるのでなかなか3割と言う数字に達しない審議会もあるという状況も事実です。

委員：間口を広げない限りは、入りたくても入れないという状況になるのではないかなと思います。結局こういう場所も、私一人みたいな今の現状でいるけれども、もしかしたらもうちょっと女性達にもっと声をかけたら、もうちょっといたのではないかなという感じはするのですよね。そんな感じで人数や性質で、いろいろなことがあるので人数を定めることはできないのですが、って書いてあるので、もしかしたらここなんとか同比率まで持って行くようなニュアンスが書かれてあれば入りやすいのかなと思います。下に男女構成比に配慮しなくてはならないとは書かれているけれども。違う団体では女性ばかりというところもあるのですよね。そこに男性たちにも入って欲しいというところもあるので、この辺を数字的なものでもないけれども、配慮するだけでもいいかなって。具体的な数字が表示されると目標が達成されやすいのかなと思いました。

部会長：条例の規定そのものを変えることはできなくても、解説文を変えるとかガイドラインを変えるとかはできます。例えば、栃木市では男女共同参画をプランの趣旨を踏まえて、女性の登用に積極的であることが望ましいと解説に書き込んだり、ガイドラインに示してもいいと思いますし、そうした指針が示されれば、担当部署も積極的に女性を登用するようになると思います。

女性委員の登用に関連していうと、団体推薦が多いと女性の登用は難しい。もちろん女性団体もありますが、多くの地域団体では男性が代表者を務めているので、実質的に女性の参画を妨げているとも考えられる。その意味では団体推薦よりは公募のほうが女性の参画には寄与すると思います。

委員：ガイドラインでは一応女性は3割。

部会長：男女共同参画に関する審議会なら5割でもいいし、女性に関する会議なら全員女性でもいい。3割という目標がしきい値になって、それ以上に割合が増えないおそれもあると思います。

委員：世の中4割を目指しているような気がするのですけれどもどうなのでしょう。

事務局：市としては3割ということになっていますが、それにこだわって3割達成すればいいということではないと理解していますので、もちろん総務課が所管している審議会に関しても、最低3割という認識では考えていますので、これは全庁的にそうかとなると現実に3割を達成していないところもあり、市民会議もそうですけども、そういう状況を踏まえると、まずは3割が目標ということなんだと思いますので、まずは現実的な数値とあとは取り得る手段でなるべく割合を増やしていく取組みとは、目指していくところは上げていくという点は同じですので、そういう意識で職員が業務に当たっているということをご理解いただけたらと思います。

部会長：今、この部会で35歳未満の人っていらっしゃいますか。若手を代表してご意見はないですか。会議に参加してもおじさんばかりで面白くないとか。

委員：面白くないなんてことはないのですけども、やっぱりもうちょっといたほうがいいのかなどは思いますね。

部会長：そうですね。若い人だと仕事の兼ね合いとかありますしね。細かな点がありますが、条例に基づいて制度化されているということではよろしいのではないのでしょうか。他にご質問はございますか。各審議会の男女比や年齢は、総務課で把握しているのですか。

事務局：総務課では把握していません。

部会長：それを把握するのは大変ですね。

事務局：男女比については、人権男女共同参画課というところで男女比とかあと、35歳以下の委員さんがいるとかそういったことは年に一回照会をしております。

部会長：27条2項で公募委員を含めない審議会が例外として認められていますが、具体的にどのような審議会がありますか。公募委員を含めない理由は何か、法令なのか、専門性によるのか、個人情報によるのか。

事務局：介護認定なんていうのだと公募委員はいなくて専門委員だけですね。

部会長：この例外規定に関して具体的な事例とその根拠を挙げられるようにしてほしいと思います。把握が難しければ結構です。

事務局：先ほど、部会長がおっしゃられた非公開ということで検索かけて、これは条例設置ではないのですけれども、これは入札適正化委員会も非公開です。先ほどの介護もそうですけれども、専門性の高い知識を求められる委員会に関してはどうしても偏ってしまっています。

部会長：例外なら例外できちんと説明できればいいですが、曖昧な理由で公募委員が少ないというのは避けるべきだと思います。あまりに目立つようであれば、市民にはご理解いただけないかもしれません。

委員：専門性ということでね、それも分かるんだけど、専門家だけで集まると村になってという、例外も当然あるわけですよ。要するに素人だけど、専門的な見地から、社会の一般常識に対してどうなのという観点での素人の参画も考えられてもいいのかなと思います。

委員：やっぱり裁判官って、専門家じゃない人が出ているわけですよ。自分も、これを見て、専門性が高いとは何を持って専門性が高いというのか。じゃあ専門性が高いと専門家じゃないといけないのか。じゃあ裁判所なんてのはね、一般国民が入るのはとんでもない話だ。部会長なら構わないけども、我々ど素人が入っているのはね。そういうところですから入っているのだから、こういうところでね、専門性があるとかで一般人を除外するのはちょっと、差別じゃないかなと。意識的にね。栃木市は国よりも不備じゃないかという気が最初にしたのですよね。何を持って専門性というかという問題もあるし。

部会長：専門性を拡大解釈しないようにしないといけないですね。素人というか、市民を排除するような論理にも繋がりがねない。

委員：専門家の論理が必ずしも正当とは限らない。

部会長：限らないです。いろいろな背景を持った人が話し合うのはいいことです。素人だけでもよくないし、専門家だけでもよくない。他にご意見はいかがでしょうか。一通り検討しましたが、全体を通して何かご意見はございますか。

委員：1つは市民が主役のまちづくりというリーフレットかパンフレットか分らないのですけれども、これの最初に印刷したものと現在出回っているものは、一部変えてもらっているわけですよ。私は、新しい方が正しいと思っています。

るのですけれども、同じように基本条例の解説書がありますよね。これも誤植含めて間違いがありますよね。そこで、解説書を新たに印刷するつもりがあるのか否か。あるとすれば誤植や間違いについて訂正してもらった方がいいのではないかと考えているのですけれども。

もう1つは、8条の第1項では、条例では市に対して条例を求めているわけですが、解説文の中では、市が主体になって求められているという文章になっているわけですよね。ちょっとうまく表現できないのですけれど。参画の項目では条例で市はこうしてくれよと全部求めているわけですが、解説では1項では市に求められている、2項では市に求めていると微妙にニュアンスが違っているように感じる。こういう解説は正しいかどうかということも含めて、条例そのものを検討するのかどうか分からないのですけれども、そのことも含んでもいいのではないかなと考えているのですけれども。将来的にはね。その前に解説書を新たに印刷することを考えているかどうか、もし考えているのであれば誤植の部分直すといいと思うのですけれども。

部会長：この解説書は印刷・製本する予定はありますか。

事務局：今のところ、一般配布するような大量印刷の作成は考えておりません。

委員：今あるだけでも間に合うってこと。

事務局：いや、在庫もないです。必要なものをコピー機で刷って配布している状況ですね。

委員：となると、間違ったところはそのまま間違ったままということですよね。

事務局：原本が、例えば1ページ、私が持っているものだと岩舟地域がまだ入っていない状況ですので。

委員：例えばね、最初に気がついたのですけれども、解説書の1ページの一番最後の行なんですけど、平成24年6月に議会で条例案を可決したと書いてあるのですけれども、議会だから条例ですよね。これ条例案になっているのですが、間違っていないですか。

事務局：基本条例制定の経緯のところですか。

委員：そう。庁議では条例案を決めたわけですが、議会が条例案を決めることは無いですよね。条例を決めるわけですよね。

事務局：案であれば、可決という表現になるのではないかと思います。

委員：そこが違うのではないかと。

事務局：おっしゃるとおりです。条例案を議決とか可決とかって表現になるかと思っています。

委員：それから例えば、26条3項で条文では、市長は～しなければならないと書いてあるけれども、解説書では、市は云々と書いてあるのですが、構わないのですか。

部会長：解説は、なるべく分かりやすいように表現し直しているのですが、受け取り方によって、ニュアンスに違いが出てしまうのでしょうか。条例と同じように書いてしまうと、条例本文と変わらなくなってしまうので。今のご指摘に関連しますが、解説書を印刷・製本するのは止めて、必要に応じて修正できるように、改訂版を適宜ホームページ上に載せる仕組みがいい。もう1つは、自治基本条例のサイトで、解説書について市民から適宜意見を寄せられるような仕組みを作っておくのもいいと思います。事務局のほうで個別に対応すると大変かもしれないので、自治基本条例部会の方で検討するようにしてもいいと思います。

委員：解説書を最終的に確定させる権限はどこかにあるのですか。

部会長：栃木市で発行するならば市長ということになりますが、市民が作った条例ならば、解説書も市民で作るべきだと思います。新しく作るものですから、何かしらミスがあるので、見つけたらすぐに直すという姿勢が必要だと思います。

委員：公に出されると考えると。

部会長：明らかなミスもあるでしょうし、人によっておかしいと思ったり思わなかったりするかもしれませんが、その場合はこういう会議で検討するのがいいと思いますし、そういう仕組みを部会で提案してもいいと思います。

委員：5年に1回の見直しだから、考え方は良いか悪いかは別として、例えば以前のもの持っている人がいますよね。その方がもし一生懸命見て、こうだっということ言いますよね。するとその方の中に混乱が生じると言うんですよ。実際は、混乱とかないとは思うのですけれども。やっぱり、これ1つの考え方は、5年間経って作ったと、その時はベストを尽くして、パブコメもかけて

修正したけれども、5年の契機で直していくとすっきりするかもしれない。どっちが良い悪いというわけではないですけど、すっきりするかなと思います。いちいちその人に完璧に修正かけられるかといったら。

部会長：そこは作業負担との兼ね合いも考えないといけませんね。

委員：あのね、ちょっと申し訳ないですけども、前回、メディカルセンターについて、産婦人科がないと言っていましたよね。少子化が進んでいるのにどうして産婦人科がないんだということがあったんですけどそれはどうなったんですかね。条例に入れろって話になったんだよね。

委員：条例に入れろではなくなんか考えてくださいと。要請するに当たってそんな文面も入れたらいいなって話になってましたね。

委員：それってどうなったのかなと思って。安倍総理大臣が3つの矢ということで、国民総生産を600兆円にする、子供の出生率を1.8にしろということと、介護離職者0にしようという考えでやっているわけですね。

それでですね、新しくメディカルセンターになったのになんで産婦人科がないのかな、一国の総理大臣がそういうことを言っているのに、なんで市は考えないで、あと5か月もあるのにできないのかなと思って、私は今、質問をしたわけですけども。

部会長：自治基本条例とはあまり関係がないと思います。

委員：出たものですからどんなもんかなと思って、条例変えるとかじゃなくて話が出たからどうなんかなって話なんでね。

部会長：予定の議題を終えましたので、全体をとおして何かございますか。

委員：特に地域自治の仕組みですね。本当に栃木市の歴史を踏まえて練られたものであって、以前は自治会に力があつたと聞いていたので。あとは審議会のところも、仕掛けと言うかもう少しやわらかい審議会でもいいかもしれない。女性の方の企業セミナーのときに、託児室が用意されていて30代くらいの方ママさんがいて、20分くらいで大勢来て、開催の時間帯とかでもいいかもしれないけど。そういう柔らかい審議会があってもいいかなと思います。

委員：県内でも地域自治組織を作って運用しているところはあまりありませんし、先端はいつているのではないかなと。

部会長：では私から一点お願いですが、中間報告はいつですか。

事務局：2月の10日です。

部会長：部会の審議状況を前回同様に報告いただきますが、委員の皆様の中からお一人に報告者をお願いしたいのですが。学識の先生方を除いて。

委員：申し訳ございません。遡りますが14条。規則の14条の後ろに書いてます地域づくり推進条例というのですか。これの4条。地域会議を活性化させるためにですね、私は市長さんからの意見を求められた事項とかあるいは必要と認める事項について審議して市長さんに報告しなければならないとありますが、これを運用ですね、一年に一回とか、必ず出ささいとか、これやってもらえれば非常に活性化が図られるんじゃないかなと思うのですが。うちのは、4月に一辺に施行されたんで5年くらい経たないと改正ないんですよ。だから運用ですね、地域会議を活性化させるために必要じゃないかなと。意見もないし自主的にもやらなければ、無くてもいいような条例になってしまうと思うんです。何もしないから、行かない限り。運用でお願いします。

部会長：地域自治に関して、積極的に市長から地域会議に諮問していただき、地域会議からも市長に意見を具申していただくような運用をお願いしたいというご意見ですね。ありがとうございます。中間報告の説明者のほうはどなたかいかがでしょうか。事務局としてはどうですか。

事務局：事務局といたしましては、いつも活発に議論していただいているA委員はいかいかがかと思っておりますが。勿論、発言にあたっては事務局と一緒にどういう形でということを決めていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員：書いてあるのを読むのでしたら、大丈夫です。

部会長：概要はまとめてもらいますが、個人的な意見も付け加えていただければありがたいです。賛同の方は拍手をいただければ。ありがとうございます。では、よろしくお願いたします。

事務局：以上を持ちまして、議会を閉会させていただきます。ありがとうございます。

4 閉会